

公益財団法人秋田県学校給食会助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人秋田県学校給食会定款第4条第2号の規定に基づき、学校給食の普及充実に寄与する研究団体(以下「団体」という。)に対する助成金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 前条に規定する団体は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 学校給食の普及充実に目的とした研究活動を行う秋田県内の教育関係者の団体で、構成員が概ね全県にわたっているものであること。
- (2) 一定期間(5年以上)継続した活動実績があること。
- (3) 一定の規約を有し、代表者が明らかであること。
- (4) 会計処理が明確であること。

(助成対象事業)

第3条 助成対象となる事業は、前条に規定する団体を実施する学校給食に関する普及充実活動並びに研修会及び講習会とし、単に団体の親睦、融和、連携のみを目的とした経費等は対象外とする。

(助成金額)

第4条 助成金額は、予算の範囲内において1団体当たり年間40万円を限度とする。

(助成金申請方法及び交付決定)

第5条 助成金の申請に当たっては、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 団体助成金交付申請書(様式1)
- (2) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (3) 当該年度の役員名簿
- (4) 規約

2 審査の上、助成金交付決定を行い、当該団体に助成金交付決定通知書(様式2)を交付する

(実績報告)

第6条 助成金交付を受けた団体は、当該年度終了後2カ月以内に当該年度の事業報告書及び収支決算書を提出しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月2日から施行する